

令和5年度 下水道技術海外実証事業の公示

令和5年1月16日

国土交通省水管理・国土保全局長
岡村 次郎

次のとおり、応募書類の提出を招請します。

1. 概要

(1) 事業目的 下水道技術海外実証事業（以下、「実証事業」という。）では、我が国の下水道技術を海外で実証し、その有効性等を確認するとともに、当該技術の普及活動を通じて理解醸成を図り、海外における我が国下水道技術の普及を促進することを目的とする。

(2) 事業内容

・実証試験

実証に必要な項目を抽出した上で、実証試験（モニタリング含む）を実施
実証試験結果の整理・評価

・普及方策の検討・普及活動

実証技術の普及方策の検討や実証事業期間内に実施可能な普及活動の実施
普及活動の例）セミナー・市民啓発・現場見学会・商談会の開催、模型展示
人材の雇用（人材育成）、現地政府へのセールス活動など

・報告書の作成

実証試験や普及方策、普及活動の成果をとりまとめた報告書の作成

(3) 履行期限 令和6年3月15日（金）

2. 実証事業の要件

(1) 対象技術 以下のA及びBであること

A 現地の課題・ニーズに適合した技術

B 我が国企業が開発に関与した技術であって、国内において実績のある下水道施設を構成する技術（現地条件に適合させるため当該技術を改変させたものを含む）。

ここで、下水道は下水道法第二条で定める範囲とする。

(2) 事前調整 現地政府等から実証試験の実施に関する了解を得ていること。

(3) ODA案件との関連の有無

我が国の無償資金協力又は有償資金協力における案件形成段階（FS調査など）から当該案件が終了するまでの期間、当該案件に直接関係する実証試験を同都市内で行う提案ではないこと。

3. 応募者の要件

応募者は以下の要件を満たす民間企業等とする。

(1) 以下のAまたはBであること。

A 我が国に本社をおいている法人。

B Aを代表者とする、地方公共団体・日本下水道事業団・その他法人との共同事業者からなるコンソーシアム。但し、コンソーシアム構成団体は、法

人として登記している団体に限る。

(2) Aの法人が、以下の資格等を有すること。

- 1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成26年3月19日国地契第97号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室
課長補佐 西郷進也、国際展開推進係長 新田和宏
電話 03-5253-8111 (内線 34137)
電子メール saigo-s2id(a)mlit.go.jp、nitta-k2gc(a)mlit.go.jp
※ (a) を@に変換し送信してください。

(2) 公募実施要領の交付方法

交付方法：水管理・国土保全局下水道部ホームページにおいて公開

(3) 提出書類の期限、場所及び方法

- ① 期限：令和5年3月24日（金）17：00（郵送の場合は、当日の消印有効）
- ② 場所：上記担当部局
- ③ 方法：郵送又は電子メールにて送付（電子メールの場合には電話にて着信を確認すること）。

提出書類の部数は以下のとおりとする。

- ・事業計画書 1部（電子ファイル(PDF版)含む）
- ・事業計画書(概要版) 1部（電子ファイル(PDF版)含む）
- ・現地政府等からの事前調整が完了している旨の裏付け資料 1部
※電子メール・レターなど
- ・共同企業体協定書 1部
※複数企業でコンソーシアムを形成して提案する場合
- ・審査用書類 応募者が特定できないように固有名詞を全て削除した事業計画書、事業計画書(概要版)、その他、現地政府等からの事前調整が完了している旨の裏付け資料、共同企業体協定書：1部（電子ファイル(PDF版)含む）

※提出媒体がCD/DVDの場合、必ずウイルスチェックをしてから提出すること。

※提出資料は原則として返却しない。

(4) 説明会の有無、日時及び場所等

- ①説明会の実施：無

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：4(1)に同じ。
- (3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該応募者に無断で二次的な使用は行わない。

- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 実施者として選定された者は、第三者委員会による審査の結果、最適な者として選定されたものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (7) 実施者の選定は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部が設置する第三者委員会の意見を聴取した上で行う。
- (8) その他の詳細は公募実施要領による。